

平成28年第11回定例教育委員会会議

- 1 日 時 平成28年11月14日（月曜日）
午後3時45分～午後5時05分
- 2 場 所 中央図書館 2階 集会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺 巧
委 員 簗輪 菊雄
委 員 大久保 春美
委 員 五十嵐 洋太
教育長 森 元 州
- 4 欠席委員 なし
- 5 署名委員 委 員 簗輪 菊雄
- 6 説明職員 教育部長 木村久志 南畑公民館長 山岸仁史
教育部長 山口武士 水谷公民館長 富塚一資
教育政策課長 林 みどり 水谷東公民館長 本間直子
生涯学習課長 鳥海謙一 水子貝塚資料館長 加藤秀之
学校教育課長 齊藤 宏 学校給食センター所長 稲益伸二
小中学校連携教育推進担当課長 辻口幸恵 教育相談室長事務代理 関口循子
鶴瀬公民館長 佐藤博信
- 7 傍聴者 1人
- 8 議題及び議事の概要

日程第一 議事事項

議案第29号 平成28年度富士見市一般会計補正予算案について
[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第30号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第31号 スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について
[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第33号 教科書発行会社からの歳暮の受取に係る措置について
[顛末] 原案のとおり議決した。

日程第二 報告事項

- (1) 富士見市立富士見ガーデンビーチ指定管理者候補者(案)の選定について
(答申)
- (2) 富士見市立市民総合体育館に係る利用料金等の見直しについて(答申)
- (3) 全国学力・学習状況調査の分析結果について
- (4) 埼玉県学力・学習状況調査の分析結果について

その他

- (1) 水子貝塚資料館・難波田城資料館の展示について
- (2) 第35回水谷東文化祭等について

会議の進行状況

教育委員長 開会宣言（午後3時45分）
事務局 前回の会議録朗読
教育委員長 署名委員に簗輪菊雄委員を選任します。

教育委員長 「議案第33号 教科書発行会社からの歳暮の受取に係る措置について」は人事に関する議案のため、非公開とし、本日の最後に審議することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

〔各委員挙手〕

教育委員長 「議案第33号 教科書発行会社からの歳暮の受取に係る措置について」は非公開とし、本日の最後に審議することとします。

日程第一 議事事項

議案第29号 平成28年度富士見市一般会計補正予算案について

【説明】

教育委員長 提案説明を教育長お願いします。
教育長 提案理由を説明。
教育政策課長 資料に基づき説明。
生涯学習課長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

教育委員 社会体育施設維持管理事業の補正予算は、市民総合体育館の再開に併せて、利用料金の見直し並びに利用区分及び利用施設を変更するため、現在運用しているシステムを改修する費用を補正するということですが、予算科目の名称は「システム保守委託」となっています。改修を保守と呼ぶ理由をお聞きします
生涯学習課長 指定管理において、システム関連の保守を委託しているためです。

教育委員長 「議案第29号 平成28年度富士見市一般会計補正予算案について」を議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育委員長 「議案第29号 平成28年度富士見市一般会計補正予算案について」は議決されました。

議案第30号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】

教育委員長 提案説明を教育長お願いします。

教育長 提案理由を説明。

生涯学習課長 資料に基づき説明。報告事項（2）も併せて説明。

【質疑内容概要】

教育委員 スポーツジム・スタジオの利用料金を1か月分納入することについて、条文には「月1」とありますが、表現が不自然なので改善をお願いします。また、1か月分納入した方は、1日3時間まで借りることができると思いますが、どの時間帯でも借りられるのでしょうか。

生涯学習課長 入退室システムで管理しますので、どの時間帯でも借りることができます。

教育委員 市スポーツ推進審議会からの答申に、利用時間の制限を行うべきだとありますが、利用者に対して終了時刻が近付いていることをお知らせするような仕組みはあるのでしょうか。

生涯学習課長 運用面の課題になると思いますので、今後、指定管理者と協議します。

教育委員 スポーツジム・スタジオの個人利用は、1回3時間400円に対し、1か月単位の納入料金は4,800円と割安にしています。1か月分を納入すれば、必ずそれに見合うだけの時間を借りられるのでしょうか。

生涯学習課長 空き状況を確認できますので、問題ないと考えています。

教育委員長 スポーツジム・スタジオの利用を、中学生を除く15歳以上に限定している理由をお聞きします。

生涯学習課長 中学生は、これまでも利用できなかったからです。

教育委員長 「議案第30号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について」を議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育委員長 「議案第30号 富士見市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について」は議決されました。

議案第31号 スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

教育委員長 提案説明を教育長お願いします。

教育長 提案理由を説明。

生涯学習課長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

教育委員 スポーツ推進委員は、平成29年度に改選になると思いますが、定数の3名に満たない地域がありますので、定数が選出されるようにしていただきたいと思います。

社会教育委員は、3期6年までを基準としていますが、スポーツ推進委員も長く務めている方がいらっしゃるのでは、同様の基準の必要性について検討していただきたいと思います。

生涯学習課長 現在、スポーツ推進委員が2名の地域からは、今後は3名出せるようにしたいという意向を伺っています。

社会教育委員のような、多選の上限を設けるようなきまりについては、今後、調整したいと考えています。

教育委員長 「議案第31号 スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育委員長 「議案第31号 スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について

【説明】

教育委員長 提案説明を教育長お願いします。

教育長 提案理由を説明。

生涯学習課長 資料に基づき説明。報告事項(1)も併せて説明。

【質疑内容概要】

教育委員 指定管理者の候補者の評価ですが、危機管理・維持管理に比べ、衛生管理の配点が低い理由をお聞きします。

生涯学習課長 水質について、日常的な管理のほか、ろ過装置や塩素注入装置の維持管理等を含めた総合的な管理があります。また、清掃マニュアルも評価しています。

教育委員 衛生管理の配点が低い理由をお聞きします。

教育委員 衛生面は、保健所等が所管となって、各種法令・基準等があるので配点が低いのではないのでしょうか。

教育委員 候補者の危機管理の得点が、10点満点中8.8点となっていますが、減点された1.2点についてお聞きします。

生涯学習課長 候補者は、今年度までの指定管理者でもあります。これまでも問題なく

管理していますが、他県施設の事件を意識した、新たな提案等がなかったため減点しました。

教育部長 他県施設の事件を受け、厳しい目で評価しました。

教育委員 5年で、1億3400万円の委託料になりますが、これまでとの金額の差についてお聞きします。

生涯学習課長 平成28年度との比較になりますが、安全面の強化のため、人件費が上がったので、全体的に高くなっています。

教育委員長 5年間の各年度の支払金額ですが、平成29年度及び30年度に比べ、31、32及び33年度のほうが高額である理由についてお聞きします。

生涯学習課長 人件費が上がっているため、高額になっています。そのなかで、32年度は開場日数が少ないため、金額がやや低くなっています。

教育委員長 「議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について」を議決してよろしいでしょうか。

[各委員賛同]

教育委員長 「議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について」は議決されました。

日程第二 報告事項

(1) 富士見市立富士見ガーデンビーチ指定管理者候補者(案)の選定について

(答申)

教育委員長 報告事項(1)は、議案第32号に併せて説明済です。

(2) 富士見市立市民総合体育館に係る利用料金等の見直しについて(答申)

教育委員長 報告事項(2)は、議案第30号に併せて説明済です。

(3) 全国学力・学習状況調査の分析結果について

【説明】

学校教育課長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

教育委員 国語が好きだと回答していない児童が過半数になりますが、改善の余地はあるのでしょうか。

学校教育課長 大きな課題だと思います。児童がより関心を持つような授業に改善したいと考えています。

教育委員 今後、小学校では英語の授業が始まりますが、国語がおろそかにならないように対応してください。

(4) 埼玉県学力・学習状況調査の分析結果について

【説明】

学校教育課長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

教育委員 36段階の評価をしています。各段階の差は均等なのでしょうか。

学校教育課長 埼玉県教育委員会は基準を公表していないため、不明です。出題の内容等についても同様です。

教育委員 埼玉県教育委員会でない評価基準はわからないのでしょうか。

学校教育課長 委員ご指摘のとおりです。

教育委員 それでは現場の先生は、何を目標にしたらよいかわからず、成果が出せませんので、埼玉県教育委員会に評価基準等の説明を求めてください。

学校教育課長 出題の内容が把握され、経年変化を見ることができなくなるおそれがあるからか、問題用紙も回収されてしまいます。埼玉県教育委員会に説明を求めていくとともに、学校で対応できることも検討したいと思います。

教育委員長 集団の学力の伸びを見るということはわかりましたが、児童生徒個人の成績を分析した資料は、個人に配付されるのでしょうか。

学校教育課長 委員長ご指摘のとおり、個人にも資料は配付されます。

教育委員長 個人の成績の上下もわかりますか。

学校教育課長 個人に対しても評価レベルは通知されますし、コメントも用意されています。

教育委員長 集団の伸びと個々人の伸びの傾向は一致するのでしょうか。

学校教育課長 難しい出題の正答率等に左右されるような側面があると思いますので、正答率がよいと評価レベルも高いとは必ずしも言えませんが、集団とそれを構成する個人の伸びの傾向が一致する可能性は高いと思います。

その他

(1) 水子貝塚資料館・難波田城資料館の展示について

【説明】

水子貝塚資料館長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

教育委員 難波田城資料館の、富士見村誕生から60年の展示ですが、文書は手に

とって見るができるのでしょうか。

水子貝塚資料館長 古いため、紙が崩れてしまいますので、手にとることはできませんが、綴じ紐を外して展示していますので、多くの重要な文書をご覧いただけます。

教育委員 図書館にある、富士見市史の全3巻に載っていないものもありますか。

水子貝塚資料館長 市史に載っていない資料も数多く展示しています。

教育委員 水子貝塚資料館の、「東松島市里浜海岸と水子貝塚公園の文化交流展」の記念講演の会場はどこでしょうか。

水子貝塚資料館長 体験学習室になります。

(2) 第35回水谷東文化祭等について

【説明】

水谷東公民館長 資料に基づき説明。

【質疑】

なし

教育委員長 暫時休憩します。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時50分

教育委員長 再開します。

日程第一 議事事項

議案第33号 教科書発行会社からの歳暮の受取に係る措置について

【説明】

教育委員長 議案第33号は教育長に関わる人事議案のため、教育長は退室をお願いします。提案説明は教育部長からお願いします。

教育部長 提案理由を説明。

教育政策課長 これまでの経緯と教育委員会事務局の考えについて申し上げます。

9月29日に臨時教育委員会会議を開催し、本人供述による事実確認後、その後の対応については、事実調査や教育委員の意見、埼玉県教育委員会の動向等を踏まえ審議するものとしたしました。まず、事実関係として歳暮の受取についてですが、教育長は教科書会社を退職した元社員と個人的な付き合いとの認識のもと、歳暮のやり取りを平成24年から26年まで

行い、27年は返却しましたが、調査結果後、会社の支出であることが判明しました。次に教科書採択への影響についてですが、県教育委員会が、採択地区協議会、市教育委員会の会議録を確認し、他委員への聞き取り後、教育長による不当な働きかけはなく、採択への影響はなしと判断しました。続いて、市教育委員会として確認した点ですが、歳暮受取については、臨時会での本人供述や県教育委員会報道により、個人的な付き合いとの認識でやり取りした歳暮は、結果として会社の支出であったこと。また、教科書採択については、県教育委員会の判断及び、採択地区協議会に同席した委員からの聞き取りにより不当な働きかけはなかったことを確認しました。以上から、非違行為にはあたらず、懲戒処分につすべき事案ではないものと判断しましたが、教育長という指導的、管理監督の立場として、職務遂行の公正性に対する市民への疑念を生じさせる行為となったことを重く受けとめ、文書訓告とすることが相応であるとの考えに至りました。

【質疑内容概要】

教育委員 対象となった教科書は、小学校と中学校の両方と捉えてよいのでしょうか。

教育部長 両方該当します。

教育委員 本市定例教育委員会会議での教科書採択において、教育長からの不当な働きかけは一切なく、教育委員5人の審議により議決しましたが、採択地区協議会ではどのような状況だったのでしょうか。

教育政策課長 当時、同席した委員から不当な働きかけは一切なかったことを確認しました。

教育委員長 非違行為にあたらぬという判断についてお聞きします。

教育政策課長 後日調査により会社の支出ということが判明しましたが、歳暮を受けた時点では、教科書会社の元社員という個人的付き合いとの認識であったこと、また、教科書採択への影響がなかったことによるものです。

教育委員 文書訓告の書式についてお聞きします。

教育政策課長 従前の例に倣ったものです。

教育委員 今後の公表方法についてお聞きします。

教育部長 12月市議会定例会の議案説明会及び定例記者会見において公表する予定です。また、本来は人事議案の会議録は非公開ですが、教育長という特別職の立場にあることを踏まえ、今回は特例として公開します。

教育委員長 「議案第33号 教科書発行会社からの歳暮の受取に係る措置について」を議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育委員長 「議案第33号 教科書発行会社からの歳暮の受取に係る措置について」
は議決されました。

教育委員長 閉会宣言（午後5時05分）